

令和5年度 漁港漁場関係工事積算基準 新旧対比表

掲載頁	現行	改定	コメント																																																																																								
第1部 漁港漁場工事積算 基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-7	<p style="text-align: center;">表-② 現場環境改善費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港漁場関係工事</td> <td>浚渫工事</td> <td style="text-align: center;"><u>0.92</u> %</td> <td style="text-align: center;"><u>159.8</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.3301</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.14</u> %</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td style="text-align: center;">2.02 %</td> <td style="text-align: center;">1192.6</td> <td style="text-align: center;">-0.4089</td> <td style="text-align: center;">0.19 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td style="text-align: center;"><u>2.02</u> %</td> <td style="text-align: center;"><u>1192.6</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.4089</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.25</u> %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場環境改善費率の算定式</p> $I_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 I_r : 現場環境改善費率 (%) P : 現場環境改善費率の算出対象額 (円) a、b : 定数値</p>	対象額	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		漁港漁場関係工事	浚渫工事	<u>0.92</u> %	<u>159.8</u>	<u>-0.3301</u>	<u>0.14</u> %	構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %	対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		海岸工事	<u>2.02</u> %	<u>1192.6</u>	<u>-0.4089</u>	<u>0.25</u> %	<p style="text-align: center;">表-② 現場環境改善費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港漁場関係工事</td> <td>浚渫工事</td> <td style="text-align: center;"><u>2.58</u> %</td> <td style="text-align: center;"><u>11,342.3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.5375</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.11</u> %</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td style="text-align: center;">2.02 %</td> <td style="text-align: center;">1192.6</td> <td style="text-align: center;">-0.4089</td> <td style="text-align: center;">0.19 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td style="text-align: center;"><u>4.02</u> %</td> <td style="text-align: center;"><u>17,100.2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.5353</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.26</u> %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場環境改善費率の算定式</p> $I_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 I_r : 現場環境改善費率 (%) P : 現場環境改善費率の算出対象額 (円) a、b : 定数値</p>	対象額	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		漁港漁場関係工事	浚渫工事	<u>2.58</u> %	<u>11,342.3</u>	<u>-0.5375</u>	<u>0.11</u> %	構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %	対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		海岸工事	<u>4.02</u> %	<u>17,100.2</u>	<u>-0.5353</u>	<u>0.26</u> %	
	対象額		600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																					
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																						
	工種区分		a	b																																																																																							
漁港漁場関係工事	浚渫工事	<u>0.92</u> %	<u>159.8</u>	<u>-0.3301</u>	<u>0.14</u> %																																																																																						
	構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %																																																																																						
対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																							
	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																							
工種区分		a	b																																																																																								
海岸工事	<u>2.02</u> %	<u>1192.6</u>	<u>-0.4089</u>	<u>0.25</u> %																																																																																							
対象額	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																							
	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																							
工種区分		a	b																																																																																								
漁港漁場関係工事	浚渫工事	<u>2.58</u> %	<u>11,342.3</u>	<u>-0.5375</u>	<u>0.11</u> %																																																																																						
	構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %																																																																																						
対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																							
	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																							
工種区分		a	b																																																																																								
海岸工事	<u>4.02</u> %	<u>17,100.2</u>	<u>-0.5353</u>	<u>0.26</u> %																																																																																							

令和5年度 漁港漁場関係工事積算基準 新旧対比表

掲載頁	現行	改定	コメント																																																																																										
第1部 漁港漁場関係工事 積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-10	<p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港漁場関係工事</td> <td>浚渫工事</td> <td style="text-align: center;">23.71 %</td> <td style="text-align: center;">99.2</td> <td style="text-align: center;">-0.0908</td> <td style="text-align: center;">14.19 %</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td style="text-align: center;">24.36 %</td> <td style="text-align: center;">46.7</td> <td style="text-align: center;">-0.0413</td> <td style="text-align: center;">19.28 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">海岸工事</td> <td style="text-align: center;">27.79 %</td> <td style="text-align: center;">113.9</td> <td style="text-align: center;">-0.0895</td> <td style="text-align: center;">17.82 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b		漁港漁場関係工事	浚渫工事	23.71 %	99.2	-0.0908	14.19 %	構造物工事	24.36 %	46.7	-0.0413	19.28 %	対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b		海岸工事		27.79 %	113.9	-0.0895	17.82 %	<p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港漁場関係工事</td> <td>浚渫工事</td> <td style="text-align: center;">24.08 %</td> <td style="text-align: center;">82.2</td> <td style="text-align: center;">-0.0779</td> <td style="text-align: center;">15.50 %</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td style="text-align: center;">24.65 %</td> <td style="text-align: center;">40.5</td> <td style="text-align: center;">-0.0315</td> <td style="text-align: center;">20.63 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">海岸工事</td> <td style="text-align: center;">28.11 %</td> <td style="text-align: center;">100.3</td> <td style="text-align: center;">-0.0807</td> <td style="text-align: center;">18.84 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b		漁港漁場関係工事	浚渫工事	24.08 %	82.2	-0.0779	15.50 %	構造物工事	24.65 %	40.5	-0.0315	20.63 %	対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b		海岸工事		28.11 %	100.3	-0.0807	18.84 %	
対象額				700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																						
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																								
工種区分	a		b																																																																																										
漁港漁場関係工事	浚渫工事	23.71 %	99.2	-0.0908	14.19 %																																																																																								
	構造物工事	24.36 %	46.7	-0.0413	19.28 %																																																																																								
対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																								
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																								
工種区分	a		b																																																																																										
海岸工事		27.79 %	113.9	-0.0895	17.82 %																																																																																								
対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																								
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																								
工種区分	a		b																																																																																										
漁港漁場関係工事	浚渫工事	24.08 %	82.2	-0.0779	15.50 %																																																																																								
	構造物工事	24.65 %	40.5	-0.0315	20.63 %																																																																																								
対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																								
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																								
工種区分	a		b																																																																																										
海岸工事		28.11 %	100.3	-0.0807	18.84 %																																																																																								
第1部 漁港漁場関係工事 積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 補足資料 P2-2-(3)	<p style="text-align: center;">表-② 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港漁場関係構造物工事</td> <td></td> <td style="text-align: center;">22.48 %</td> <td style="text-align: center;">96.9</td> <td style="text-align: center;">-0.0927</td> <td style="text-align: center;">15.45 %</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	対象額		700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b		漁港漁場関係構造物工事		22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %	海岸工事					<p style="text-align: center;">表-② 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">漁港漁場関係構造物工事</td> <td style="text-align: center;">22.74 %</td> <td style="text-align: center;">88.2</td> <td style="text-align: center;">-0.0860</td> <td style="text-align: center;">16.06 %</td> </tr> <tr> <td colspan="2">海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	対象額		700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b		漁港漁場関係構造物工事		22.74 %	88.2	-0.0860	16.06 %	海岸工事																																													
対象額				700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																																																						
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																								
工種区分	a		b																																																																																										
漁港漁場関係構造物工事		22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %																																																																																								
	海岸工事																																																																																												
対象額		700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																																																								
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																								
工種区分	a		b																																																																																										
漁港漁場関係構造物工事		22.74 %	88.2	-0.0860	16.06 %																																																																																								
海岸工事																																																																																													

令和5年度 漁港漁場関係工事積算基準 新旧対比表

掲 載 頁	現 行 (旧)	改 定 (新)	コ メ ン ト																																								
第3部 その他の積算基準 第3編 土質調査業務 P3-1-4	<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="264 231 1048 454"> <thead> <tr> <th>直接調査費 +間接調査費</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え7,000万円以下</th> <th>7,000万円 を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>59.9%</td> <td>285.3</td> <td>-0.113</td> <td>37.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が100万円を超え7,000万円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot Y^b$ <p>ただし、 Z : 諸経費率 (単位: %) Y : 直接調査費+間接調査費 (単位: 円) A、b : 変数値</p> <p>注) 1. 諸経費率 (Z) の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。 2. 「国土地盤情報データベース検定費」は諸経費の対象としない。</p>	直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下		7,000万円 を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			A	b		率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	37.1%	<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="1160 231 1944 454"> <thead> <tr> <th>直接調査費 +間接調査費</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え3,000万円以下</th> <th>3,000万円 を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>82.5%</td> <td>290.2</td> <td>-0.091</td> <td>60.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が100万円を超え3,000万円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot Y^b$ <p>ただし、 Z : 諸経費率 (単位: %) Y : 直接調査費+間接調査費 (単位: 円) A、b : 変数値</p> <p>注) 1. 諸経費率 (Z) の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。 2. 「国土地盤情報データベース検定費」は諸経費の対象としない。</p>	直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円 を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			A	b		率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%	
直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下		7,000万円 を超えるもの																																							
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																							
		A	b																																								
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	37.1%																																							
直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円 を超えるもの																																							
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																							
		A	b																																								
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%																																							